

令和 2 年度 優良家畜保留導入助成事業補助金

評価表

NO.

22

所管部課名	農林水産部 畜産課		担当者	徳留香織				
事務事業名	家畜導入支援事業							
根拠法令	優良家畜保留導入助成事業補助金							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和2年度 予算額	9,060 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	9,060 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	優良家畜導入頭数		100	令和7年度				
成果指標②	肉用牛の生産額		78.0億円	令和7年度				
補助対象者	農業者の組織する団体又は畜産農家（各地域和牛振興会及び養豚農家）							
補助対象経費	優良家畜（肉用牛・種豚）の保留導入時の経費							
補助対象事業・活動の内容	薩摩中央家畜市場に上場する本市産子牛の評価を高めるため、血統・体系及び産肉性に優れた雌子牛が地元に残ることで、肉用牛の改良促進に寄与する。また、また優秀種豚を導入することで、産肉性に優れた肉豚生産に努める。 肉用牛：郡子牛展示品評会出品牛で秀賞以上受賞牛・種豚：登記豚に限る							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	肉用牛：保留＋スーパー200千円/頭・保留150千円/頭・秀賞＋スーパー70千円/頭・秀賞50千円/頭 種豚：登記豚10千円/頭							
上記項目の積算方法	定額							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年の決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	85,657,364	90.7%	73,447,134	89.9%	57,462,878	88.9%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	85,657,364	90.7%	73,447,134	89.9%	57,462,878	88.9%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	8,750,000	9.3%	8,240,000	10.1%	7,210,000	11.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	94,407,364	100.0%	81,687,134	100.0%	64,672,878	100.0%
	支出	事業費	94,407,364	100.0%	81,687,134	100.0%	64,672,878	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	94,407,364	100.0%	81,687,134	100.0%	64,672,878	100.0%
	支出計/前年度支出計				86.5%		79.2%	
	自己資金/前年度自己資金				85.7%		78.2%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		5件（17回）		5件（15回）		5件（15回）		
成果指標の推移①		153頭		131頭		108頭		
成果指標の推移②		86.5億円		76.8億円		75.1億円		
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 【事業のPR方法】地域の振興会総会や事業説明会及び巡回指導時に周知 【費用対効果】優秀な雌牛が市内に残ることで、薩摩中央家畜市場での高評価及び高値で取引をされる。全国子牛セリ市価格ランキングでは、令和元年は全国4位であったが、それ以前の5年間は3位（平成25年は1位）と全国からも評価が高い市場である。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】2017年に宮城県で開催された第11回全国和牛能力共進会大会において、「鹿児島黒牛」が総合優勝の栄冠を得た。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	畜産農家で構成された組織であり、本市の畜産振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	子牛展示品評会で優秀な評価を得た雌子牛は高値取引されているため、多くが地域外に流出する。産地の維持のためにも優良子牛の保留に努める必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	薩摩中央家畜市場の子牛取引価格は全国トップレベルを堅持している。当該市場は全国から高い評価を得ており、農家所得向上が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金交付要綱で定める補助対象者である、和牛振興会事業主体となる事で、会員の事務手続きの軽減につながっている。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	優良雌牛は高値で取引されているため、これらを本市に残し、肉用牛産地としての維持・拡大するために適当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	郡子牛展示品評会において、高い評価を得た優秀な雌子牛（保留・秀賞等）を対象としている。種豚は、登録豚であること。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、子牛価格の下落等厳しい経営状況にある生産農家であるが、全国から高い評価を得ている薩摩中央家畜市場の産地を維持するためには、肉用牛改良はもとより、当該事業の継続は不可欠であり、管内2市1町とも連携して取り組んでいる。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

優良家畜保留導入助成事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 100 号）第 2 条の表に掲げる優良家畜保留導入助成事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 補助金は、農業者の組織する団体又は本市に住所を有し市税等の滞納がない畜産農家に対して交付する。

2 優良家畜保留導入助成事業補助金に係る補助事業等は、優良家畜（生産素牛・種豚）の保留導入によるものであること。

(補助金の額)

第 3 条 優良家畜保留導入助成事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、次の額とする。ただし、家畜伝染病の発生に伴う子牛セリ市の延期があった場合において、再開後最初のセリ市に限り、生産素牛として適当と認める牛を保留導入した場合、1 頭当たり 40,000 円を別途補助する。

(1) 生産素牛

ア 保留＋スーパー：200,000 円／1 頭

イ その他保留：150,000 円／1 頭

ウ 秀賞＋スーパー：70,000 円／1 頭

エ その他秀賞：50,000 円／1 頭

(2) 種豚

10,000 円／1 頭

(補助対象経費)

第 4 条 優良家畜保留導入助成事業補助金は、薩摩中央家畜市場において優良家畜の保留導入に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第 5 条 優良家畜保留導入助成事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第 6 条 優良家畜保留導入助成事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に優良家畜導入助成事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 優良家畜保留導入助成事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子牛品評会名簿もしくは子豚登記書
(2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 優良家畜保留導入助成事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市畜産農家の経営の安定をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 優良家畜保留導入助成事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
2 優良家畜保留導入助成事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
2 優良家畜保留導入助成事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。